

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（仮称）骨子案」に対する意見結果と
それに対する県の考え方

【募集期間】令和2年1月22日（水）から令和2年2月4日（火）まで

【募集結果】30名 84件

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案では条例を必要とする事実を説明していない。そのため、条例を制定する必要はない。 	<p>本県においては、これまでも同和問題の解決を県政の重要な柱として、様々な施策に取り組んできた結果、同和問題は解決へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問合わせる行為や、インターネット上に誹謗中傷や同和地区を忌避・排除する書き込みなどの部落差別が発生しています。</p> <p>このことから、本県としては、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現していくためにも、条例の制定は必要であると考えています。</p>
2	全般	<ul style="list-style-type: none"> 誤った認識から人権侵害につながる言動があった場合、周囲の人たちが同調せずにおかしいと言える社会を形成することが大切である。同和問題については、様々な取組により、すでにこの段階に達しているため、特別な対応をすべきではない。 	1番を参照願います。
3	全般	<ul style="list-style-type: none"> 女性差別や障害者差別、民族差別など多くの課題がある中で、なぜ、部落差別を特だしするのか。 	1番を参照願います。
4	全般	<ul style="list-style-type: none"> 同和地区を対象とした特別な施策をやめ、同和地区かどうかに関わらず、一般施策として、地域環境の整備や就労支援、貧困対策などで実施すべきである。 	平成14年3月31日で「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）」が失効したことに伴い、特別対策は終了しています。現在、同和問題の解決に向けた取組は、一般施策で実施しています。
5	全般	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題は解決に向かっているにも関わらず、なぜ、同和関係者と一般住民を区別するようなことをするのか。 また、一般住民が差別者であるかのように取り扱われており、これ自体おかしいのではないのか。 	本条例（案）は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、御意見のようなことはありません。

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
6	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題を政治に利用しているように思う。また、新たな差別を生じさせるような取組はしないでほしい。 	<p>本条例（案）は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、新たな差別が生じるような取組は実施しません。</p>
7	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・社会問題として同和問題は解決しているため、条例の制定を検討する理由が分からない。 	<p>1 番を参照願います。</p>
8	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・部落差別だけでなく全ての格差や差別について、総合的に解消するよう取り組むべきである。 	<p>すべての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とした和歌山県人権尊重の社会づくり条例を制定し、当該条例に基づく和歌山県人権施策基本方針により、人権施策を総合的に推進しています。</p>
9	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の制定により、県が同和地区の出身者かどうかを決めることとなり、部落差別は解消されず、恒久化することになる。 	<p>5 番を参照願います。</p>
10	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚差別はなくなってきているのに、なぜ差別を助長するような条例を制定するのか。 	<p>1 番及び5 番を参照願います。</p>
11	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・部落問題は解決している。 	<p>1 番を参照願います。</p>
12	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の流れと逆行しているため、部落差別の解消に関する条例は必要ない。 	<p>1 番を参照願います。</p>
13	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案では、個人への誹謗中傷、同和地区の問い合わせ、インターネット上への差別書き込みがあるといった全国の現状が記載されているが、和歌山県の現状が記載されていないため、全県的に条例を必要とする理由が分からない。 	<p>1 番を参照願います。</p>
14	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県が平成30年度に実施した人権に関する県民意識調査から、部落差別に関する県民の意識が改善し、部落差別の解消が進んできているため、全県的に条例を必要とする理由が分からない。 	<p>1 番を参照願います。</p>

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
15	全般	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県では、人権尊重の社会づくり条例が制定されているにも関わらず、本条例を必要とする理由が分からない。 	1番を参照願います。
16	全般	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念より、市町村は県と協力して部落差別の解消に取り組む主体であることが想定されている。 また、本条例と同様の趣旨の条例を制定していない市町村に対し、市町村の意図に反する行動を求めている。 県と市町村は対等の自治体であることから、地方自治法に違反するといった重大な疑義がある。 	部落差別の解消のために、行政、県民及び事業者等が相互に取り組んでいくことを基本理念としていますが、市町村に対する責務は課しません。
17	全般	<ul style="list-style-type: none"> 条例の制定により、県が同和地区の出身者かどうかを決めることとなり、部落差別は解消されず、恒久化することになる。 	5番を参照願います。
18	全般	<ul style="list-style-type: none"> 同和利権や同和特別行政の継続の責任を県民へ転嫁するものであり、同和問題の解決を遅らせるものである。 	部落差別の早期解消のためには、行政、県民及び事業者等が相互に協力しながら取り組んでいく必要がありますので、御意見のようなことはありません。
19	全般	<ul style="list-style-type: none"> 条例の制定により、県が同和地区の関係者かどうかを決めることとなり、部落差別は解消されず、永遠に残ってしまうのではないかと。 	5番を参照願います。
20	全般	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別や男女差別など様々な課題がある中で、部落差別のみを取り上げる必要はないと思う。 	1番を参照願います。
21	全般	<ul style="list-style-type: none"> 条例の制定により、県が同和地区の関係者かどうかを決めることとなり、新たな差別を作ってしまうのではないかと。 	6番を参照願います。
22	全般	<ul style="list-style-type: none"> 同和関係者と一般住民を区別することになり、同和問題解決のためにこれまで取り組んできた成果と逆行してしまうことになる。 	5番を参照願います。

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
23	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の制定により、部落差別は解消されず、固定化され、差別意識を生むことになるのではない。 	5番及び6番を参照願います。
24	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県では、人権尊重の社会づくり条例が制定されているため、本条例を制定する必要はない。 	1番を参照願います。
25	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・部落差別は基本的に解決しているため、条例は不要である。 	1番を参照願います。
26	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な差別問題があるなかで、なぜ部落差別に特化した条例を制定するのか。 	1番を参照願います。
27	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づいて部落差別に対応していくことで、部落差別は解消されずに、固定化・永久化することになる。 	5番を参照願います。
28	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・同和地区を対象とした特別対策をやめ、すべての住民を対象とした貧困対策や就労対策、子育て支援などの枠組みの中で実施すべきである。 	4番を参照願います。
29	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の社会づくり条例の中で必要な取組をしていくべきであり、部落差別のみを取り上げる必要はない。 	1番を参照願います。
30	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・部落差別だけでなく様々な人権侵害について、人権侵害は許さないといった対応を行っていくべきである。 	8番を参照願います。
31	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県では、人権尊重の社会づくり条例が制定されているため、部落差別に特化した条例を制定する必要がない。 	1番を参照願います。

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
32	全般	・条例の制定により、部落差別は解消されず、新たな差別を生む可能性につながる。	6番を参照願います。
33	全般	・部落差別は解消されているため、部落差別に関する条例は必要ない。	1番を参照願います。
34	全般	・条例の制定により、差別意識を生み出し、部落差別が発生することになる。	5番及び6番を参照願います。
35	全般	・条例の制定により、部落差別を残す計画なのか。	5番を参照願います。
36	全般	・同和利権を残したままでは、差別意識はなくなる。そのため、行政は、県民の意識に責任を転嫁せず、同和利権の根絶を図るべきである。	部落差別の解消のため、県は、県民及び事業者等と連携しながら取り組みます。
37	全般	・人権尊重は大切なことであるが、部落差別をことさらに取り出して、条例を制定するのはおかしい。	1番を参照願います。
38	全般	・部落差別は解消に向かっているため、条例の制定は必要ない。	1番を参照願います。
39	全般	・日本国憲法の趣旨をいかした一般的対策により実施し、今後の課題を解決していくことが重要であると思う。	4番を参照願います。
40	全般	・条例の制定により、県が同和地区の出身者かどうかを決めることとなり、部落差別を固定化することになるのではないか。	5番を参照願います。

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
41	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部落問題解決の到達点を無視し、この流れに逆行するとともに、県民の言論表現を監視することにつながる条例の制定は必要ない。 	1 番及び5番を参照願います。
42	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ なぜ、今、条例を制定するのかが分からない。 	1 番を参照願います。
43	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定により、県が同和地区の出身者かどうかを決めることになる。 	5 番を参照願います。
44	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ なぜ、条例が必要なのか。その理由が分からない。 	1 番を参照願います。
45	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定は、同和問題の解決への努力に逆行する。 	5 番を参照願います。
46	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定により、県が同和地区の出身者かどうかを規定することになる。 	5 番を参照願います。
47	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定は、同和問題の解決をすすめてきた地域にとって、有害なものとなる。 	5 番を参照願います。
48	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山県には、人権尊重の社会づくり条例が制定されているため、本条例を制定する必要はない。 	1 番を参照願います。
49	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同和地区を対象とした特別対策をやめるべきである。 	4 番を参照願います。
50	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定により、部落差別は解消されず、差別意識や問題を生むことになる。 	6 番を参照願います。

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
51	全般	<ul style="list-style-type: none"> 他の人権問題と同様に、部落差別を特別扱いせず、取り組めばよい。 	8番を参照願います。
52	部落差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別の定義がなく、また第三者機関や裁判所の判決もない中で、県が一方的に部落差別を判断することには大きな問題があると考ええる。 	本条例（案）での部落差別とは、「部落差別の解消の推進に関する法律」における部落差別のことです。
53	部落差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上の人権侵害につながりかねない書き込みについては、個別具体的な実害を伴う人権侵害ではないため、条例で規制すべきではない。そのため、県は、県民からの相談に対し、法務局やプロバイダへの通報などの支援に徹するべきである。 	<p>インターネットを利用して部落差別を行ってはならないということを示しているものです。</p> <p>また、県民からインターネット上の人権侵害につながりかねない書き込みについての相談があった場合には、法務局への取り次ぎやプロバイダへの削除依頼の方法の紹介などといった支援を行っています。</p>
54	部落差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上の書き込みは、匿名で、かつ個人を誹謗中傷するものが多い。このような状況の中で、部落差別の書き込みが相対的に多いといった分析を行っているのか。 	インターネットを利用した本県に関する部落差別の書き込みを把握し、分析を行い、本県としては部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現していくためにも、条例の制定は必要であると考えています。
55	部落差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上に人権を侵害する情報が書き込まれた場合、プロバイダ責任制限法により削除の申し出ができるのは侵害された被害者のみで、自治体から要請することはできない。そのため、本条例により、インターネット上の差別書き込みの対応はできないものとする。 	<p>インターネットを利用して部落差別を行ってはならないということを示しているものです。</p> <p>また、インターネットを利用した本県に関する部落差別の書き込みを把握した場合には、地方法務局等と連携しプロバイダに対し削除要請を実施しています。</p>
56	部落差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別の定義がなく、また部落差別は解消に向かっているにも関わらず、「誰が部落民か」などの詮索が行われる危険性がある。 	5番及び52番を参照願います。
57	部落差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案では、インターネット上の差別書き込みについて、インターネット環境の急速な進展で増加したと言われているが、部落差別との因果関係ははっきりしているのか。 	インターネットを利用し、本県に関する部落差別の書き込みがなされているという現状が発生しています。

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
58	部落差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを利用した部落差別を県民の問題にすることは間違っている。 	インターネットを利用して部落差別を行ってはならないということを明示しているものです。
59	県民及び事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> 県民及び事業者に対し施策への協力を求めているが、県民や事業者の表現や内心の自由を侵害する恐れがあるため、県民及び事業者に対し、責務を規定すべきではない。 	<p>部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってはいけないということを明示しているものです。</p> <p>そのため、行政、県民及び事業者等が相互に協力しながら部落差別の解消に取り組んでいく必要があり、県民及び事業者の協力を求めているものです。</p>
60	部落差別への取組	<ul style="list-style-type: none"> 市町村との適切な役割分担とは、ということなのか。 また、部落差別を行った者が勧告にも従わない場合には、罰則等を行わなくてよいのか。 	<p>市町村には、自市町村内で発生した部落差別について、主体的に部落差別を行った者に対し、部落差別を行わないように促していただきます。一方、県は、市町村と連携して、部落差別を行った者に対して、部落差別を行わないよう促すとともに、市町村が実施する取組に対して助言や支援を実施します。</p> <p>また、部落差別を行った者に対し、加罰して取組を終了するのではなく、部落差別を行わないように促すことを繰り返すことにより、部落差別に関する考え方を改めていただき、県が実施する部落差別の解消の推進の牽引者となっていただきたいと考えています。そのため、罰則規定は設けません。</p>
61	部落差別への取組	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上に差別書き込みをした者については特定できない場合も多いと思われるが、県としてどのように取り組むのか。 	インターネットを利用して部落差別を行った者の特定ができないことも考えられることから、インターネットを利用した部落差別を行わないよう、教育及び啓発に努めます。
62	部落差別への取組	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別の解消の推進に関する法律の範囲を超え、差別禁止条項やそれに基づく行政処分を規定する場合には、地域性や広域性などの必要性を説明する必要がある。 	<p>1番を参照願います。</p> <p>なお、部落差別を行った者に対し、部落差別を行わないよう促す行為は、和歌山県行政手続条例に規定する行政指導です。</p>
63	部落差別への取組	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別を行わないように促し、従わない場合には勧告すると規定しているが、部落差別の定義が不明である。 	52番を参照願います。

番号	該当項目	御意見の要旨	県の方考え方
64	部落差別への取組	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別への取組を実施するにあたり、部落を特定する必要があると思われるが、この行為は部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨に反するものとする。 	<p>部落差別の解消の推進に関する法律と同様、部落差別の対象となる個人と地域を特定した取組は実施しません。</p>
65	部落差別への取組	<ul style="list-style-type: none"> 国民一人一人の理解を深めることが部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨であり、強権的に勧告まで行うことを条例で規定することは、当該法律の趣旨に反するものとする。 	<p>部落差別を行った者に対し、部落差別を行わないように勧告することにより、部落差別に関する考え方を改めていただき、県とともに部落差別の解消を推進していただきたいという趣旨であり、部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨に反するものではないと考えています。</p>
66	部落差別への取組	<ul style="list-style-type: none"> 本条例及び湯浅町部落差別をなくす条例の双方から、部落差別を行った者が二重に行政処分される可能性があり、このことは県民に対し多大な負担を強いるものである。また、和歌山県と湯浅町で部落差別における考え方の相違があることも考えられる。 	<p>本県では、市町村が実施する部落差別の取組を尊重しながら、部落差別への取組を実施します。</p> <p>なお、湯浅町部落差別をなくす条例には行政処分が規定されておりますが、本条例（案）は、部落差別に関する考え方を改めていただくことにより、県が実施する部落差別の解消の推進の牽引者となっただきたいとの考えから行政指導としており、部落差別を行った者が二重に行政処分をされるということはありません。</p> <p>また、部落差別の考え方については、本県・湯浅町の双方とも、部落差別の解消に関する法律に基づく部落差別であることから相違ないものと考えています。</p>
67	部落差別への取組	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別の定義がなされていないのだが、部落差別を行った者と認定しても問題ないのか。 	<p>52番を参照願います。</p>
68	部落差別への取組	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別の定義がなされていないのに、部落差別を行った者を認定し、従わない場合には勧告を行うこととなり、乱用される恐れがある。 	<p>5番及び52番を参照願います。</p>
69	部落差別への取組	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別の定義がなされていないのに、部落差別を行った者の認定や勧告を行うのか。内心の自由や表現の自由が侵害される危険性があるのではないのか。 	<p>5番及び52番を参照願います。</p>

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
70	教育及び啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題だけを特別扱いして教育及び啓発を行うことは、同和問題の解決を妨げることになる。 	<p>本県においては、部落差別に関する正しい知識がなく、差別的な情報を信じ込んで、誤った認識を持ち、部落差別を行うという事例が発生しており、部落差別の解消のためには、すべての人が部落差別に関する正しい認識を持つ必要があると認識しています。そのため、教育及び啓発を行っていく必要があると考えています。</p>
71	教育及び啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題における歴史上の事実を知ることは必要だと思うものの、同和問題は解決しているため、教育及び啓発を行う必要はないと思う。 	70番を参照願います。
72	教育及び啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 憲法で保障されている法の下での平等に基づき、教育及び啓発のみを行えばよい。 	<p>教育及び啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からの手法と、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの手法があり、双方を組み合わせることが、人権意識の高揚を図り、部落差別の解消を推進していくものであると考えています。</p>
73	教育及び啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 条例の制定により、同和問題学習を学校教育に強要することになるのではないか。 	<p>部落差別の解消のためには、すべての人が部落差別に関する正しい認識を持つ必要があるため、和歌山県教育委員会と連携し、教育及び啓発を行います。</p>
74	教育及び啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 同和利権を維持するために啓発を実施しており、このために条例を制定するのではないか。 	<p>教育及び啓発については部落差別の解消のために実施しているものであり、御意見のようなことはありません。</p>
75	教育及び啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する問題については、日本国憲法第14条に基づき、教育及び啓発を行うべきである。 	72番を参照願います。
76	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口を新設し、専門の職員を配置するのか。また、人的充実を行わない場合には、どのようにして相談体制の充実を図るのか。 	<p>公益財団法人和歌山県人権啓発センターに専門の職員を配置するとともに、人権局及び各振興局に人権相談窓口を設置し、部落差別などに関する県民からの相談に対応しているところです。</p>

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
77	部落差別の実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別の実態を把握することにより、同和地区の出身者かどうかを行政が規定することになるのではないか。 	部落差別の解消の推進に関する法律と同様、部落差別の対象となる個人と地域を特定した調査は実施しません。
78	部落差別の実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨と異なり、本条例の実態調査は、同和地区や人を特定した調査も想定していると思われる。 	77番を参照願います。
79	その他（県民意見募集の手続き）	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案ではなく、指導・勧告における相手方の権利保障、部落差別の定義などが示された条文による県民意見募集でなければ、条文の問題点を指摘できない。 また、骨子案の県民意見募集のみで条例案を県議会に提案するのであれば、条文の問題点の検討を与えない方法であり、実質的に県民意見募集の手続きを経っていないものと考ええる。 	<p>県民意見募集の手続きは、県政の基本となる計画等を立案する際に、素案や素案策定に用いた情報を公表し、広く意見や情報、専門的な知識を求め、提出いただいた意見を考慮した上で、最終的な案を策定するものです。</p> <p>そのため、骨子案によりいただいた御意見をもとに、条例の最終的な案を検討しますので、骨子案による県民意見募集の手続きでも問題ないものと考えています。</p>
80	その他（県民意見募集の手続き）	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案に寄せられた意見をもとに検討された内容をもとに、再度、県民意見募集を行うべきである。 	79番を参照願います。
81	その他（県民意見募集の手続き）	<ul style="list-style-type: none"> 条例の制定の必要性が適切に説明されていないことから、再度、県民意見募集を行うべきである。 	1番及び79番を参照願います。
82	その他（県民意見募集の手続き）	<ul style="list-style-type: none"> 条文を公表していないため、県民意見募集の手続きに不備がある。 	79番を参照願います。
83	その他	<ul style="list-style-type: none"> 県民や各団体から不正な実態が指摘されている公営住宅への入居や文化会館の利用などの対応についての見解を示すべきである。 	本条例（案）に対する意見ではないと考えています。
84	その他	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅や文化会館など、一般に広く利用できるようにすべきである。 	83番を参照願います。